

# 第 1 章 調査の目的及び方法等



## 1. 調査の目的

内閣府政策統括官（政策調整担当）付高齢社会対策担当では、高齢社会対策基本法に基づき、政府の施策の推進状況等をまとめた「高齢社会白書」を国会に報告するとともに、「高齢社会対策大綱」（平成30年2月閣議決定）に基づく、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境、調査研究等の各種施策の推進に関する総合調整を行っている。この一環として、高齢社会対策の施策の推進に資するために高齢者に関する調査を毎年実施しており、令和2年度においては、5年毎に過去8回（昭和55年度、昭和60年度、平成2年度、平成7年度、平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度）行っている「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」を実施した。

日本の高齢者は、全体としてみると健康であり、経済的にも豊かになっているが、性別、健康状態、家族構成、住居、その他個々人の趣味や嗜好などによって、状況は大きく異なる。

こうした中、高齢社会対策を的確に推進し、高齢者が健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会を構築していくためには、日本のみならず海外の高齢者の生活や意識に係る現状を把握することが重要である。

このような観点から、本調査は、家庭生活、健康・福祉、経済生活、就労、住宅・生活環境、社会とのかかわり、生活満足度など、日本及び海外の高齢者の実態と意識を時系列に把握し、今後の高齢社会対策の推進に資することを目的とする。

## 2. 調査の仕様

### (1) 調査対象国及び調査対象者

この調査は我が国をはじめとする次の4か国を調査対象国とした。

日本  
アメリカ  
ドイツ  
スウェーデン

調査対象者は、各国在住の60歳以上の男女個人（施設入所者は除く。）

なお、第1回から今回までの調査対象国の推移は次のとおりである。

第1回から第9回までの調査対象国の推移

	第1回 1980年	第2回 1985年	第3回 1990年	第4回 1995年	第5回 2000年	第6回 2005年	第7回 2010年	第8回 2015年	第9回 2020年
日本	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アメリカ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
韓国	○ <sup>1</sup>		○	○	○	○	○		
ドイツ			○	○	○	○	○	○	○
フランス	○					○			
イギリス	○		○						
タイ	○	○		○					
イタリア		○							
デンマーク		○							
スウェーデン					○		○	○	○

### (2) 調査事項及び調査実施時期

<sup>1</sup> 韓国の第1回は、本調査とほぼ同一の質問票を用いた調査を、韓国が独自に行った。

## ア 調査事項

- ① 調査客体の基本属性に関する事項
- ② 家庭生活に関する事項
- ③ 健康や医療・福祉サービスに関する事項
- ④ 経済的な暮らしに関する事項
- ⑤ 就労に関する事項
- ⑥ 住宅・生活環境に関する事項
- ⑦ 社会とのかかわりに関する事項
- ⑧ 生きがいや生活満足度に関する事項
- ⑨ 今後の高齢化社会への対応に関する事項
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症の拡大により受けた影響に関する事項

## イ 調査実施時期

- ・日本 : 令和3年1月5日～1月25日
- ・アメリカ : 令和2年12月17日～令和3年1月27日
- ・ドイツ : 令和2年12月16日～令和3年1月17日
- ・スウェーデン : 令和2年12月10日～令和3年1月29日

## (3) 調査の方法と回収数

各国とも1,000サンプル回収を原則とし、以下の方法で調査を行った。

- ・日本、スウェーデン : 郵送調査法
- ・アメリカ : 電話調査法
- ・ドイツ : 調査員による訪問依頼・電話聴取法と個別面接聴取の併用<sup>2</sup>

各国における標本抽出方法、標本数、回収数、調査票での使用言語は次のとおりである。

	標本抽出法	有効回収数 (回収率)	使用言語
日本	層化二段無作為抽出法(詳細は3ページ(4)ア参照) 標本数:2,500人	1,367人 (54.7%)	日本語
アメリカ	・固定電話:RDD方式 ・携帯電話:RDD方式とMarketing Systems Group社のデータベースからの無作為抽出 (詳細は4ページ(4)イ参照)	1,006人 うち: 固定:805人 携帯:80人 携帯データベース: 121人	英語
ドイツ	16連邦州から地域・性、年代、学歴の割合に応じ割当て数を設定(詳細は5ページ(4)ウ参照)	1,043人 うち: 電話聴取:515人 面接聴取:528人	ドイツ語
スウェーデン	SPAR(住民情報登録)データからの単純無作為抽出(詳細は5ページ(4)エ参照) 標本数:2,500人	1,528人 (61.1%)	スウェーデン語

## (4) サンプリング方法

<sup>2</sup> 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、以下の対策を徹底した。

- 1) 調査員のフェイスシールド及びマスクの着用。
- 2) 調査実施前後の、調査員の手指消毒。
- 3) 対象者の全世帯員の健康状態を、インターホンもしくは電話により確認。
- 4) 調査員と対象者の物理的接触を避け、調査中は1.5メートルの社会的距離を確保。
- 5) 調査実施前の検温及び体調確認。

ア 日本

①層化

令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口に基づいて、地域と都市規模とする。

[地域区分]

全国の都道府県を単位として、次の10区分に分類。

北海道(1道)	北海道
東北(6県)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東(1都6県)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北陸(4県)	新潟県、富山県、石川県、福井県
東山(3県)	山梨県、長野県、岐阜県
東海(3県)	静岡県、愛知県、三重県
近畿(2府4県)	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国(5県)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国(4県)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州(8県)	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

[都市規模区分]

i) 東京都 23 区・政令指定都市
ii) 人口 10 万人以上の市
iii) 人口 10 万人未満の市
iv) 郡部(町村)

※都市規模における市町村の別は、令和2年1月1日現在市制施行によるものとする。

②抽出

各層(地域10区分×都市規模4区分)について、それぞれの層における母集団(令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口の60歳以上人口に基づく)の大きさにより100地点を比例配分し、1地点につき25サンプルずつとすることにより、設定標本数2,500を配分する。

抽出された地点(大字・町丁目)ごとに、満60歳以上の男女個人を、対象年齢に該当する人だけを数えて、一定の抽出間隔で25サンプルを抽出する。

## イ アメリカ

### ①層化

2018年U.S国勢調査局人口推計に基づいて、地域とする。

#### 〔地域区分〕

州を単位として、次の4区分に分類。

北東部	ニューイングランド:メイン州、ニューハンプシャー州、バーモント州、マサチューセッツ州、ロードアイランド州、コネチカット州 中部大西洋岸 :ニューヨーク州、ニュージャージー州、ペンシルベニア州
中西部	北東中央:ミシガン州、ウィスコンシン州、オハイオ州、インディアナ州、イリノイ州 北西中央:ミネソタ州、ノースダコタ州、サウスダコタ州、アイオワ州、ネブラスカ州、ミズーリ州、カンザス州
南部	南部大西洋岸:デラウェア州、メリーランド州、ワシントン特別区、ウエストバージニア州、バージニア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、ジョージア州、フロリダ州 南東中央:ケンタッキー州、テネシー州、アラバマ州、ミシシッピ州 南西中央:アーカンソー州、オクラホマ州、ルイジアナ州、テキサス州
西部	山間部:モンタナ州、ワイオミング州、アイダホ州、コロラド州、ユタ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、アリゾナ州 太平洋岸:ワシントン州、オレゴン州、カリフォルニア州、アラスカ州、ハワイ州

### ②抽出

各地域において固定電話80%、携帯電話20%でサンプルを設定。

固定電話は、North American Numbering Plan (NANPA、北米電話番号計画)の電話番号を使用してRDDにて生成された電話番号に架電。

携帯電話は、個人(家庭)用番号を対象にRDDにて生成された電話番号に架電。ただし、RDDより調査協力に同意した60歳以上高齢者の出現率が1割程度であったため、全米の携帯電話番号の9割を網羅し、地域・年齢・性別情報が付与されているMarketing Systems Group社のデータベースからの無作為抽出サンプルも対象に追加した。

## ウ ドイツ

### ①層化〔地域区分〕

連邦州を単位として、次の 16 区分に分類。

シュレーズヴィヒ=ホルシュタイン州
ハンブルク州
ニーダーザクセン州
ブレーメン州
ノルトライン=ヴェストファーレン州
ヘッセン州
ラインラント=プファルツ州
バーデン・ヴュルテンベルク州
バイエルン州
ザールランド州
ベルリン州
ブランデンブルク州
メクレンブルク・フォアポメルン州
ザクセン州
ザクセン・アンハルト州
テューリンゲン州

### ②抽出

2020 年連邦統計局データ (Statistisches Bundesamt 2020) の 60 歳以上人口に基づき、ドイツ全域をカバーするように 241 地点を比例配分し、母集団の性・年代、学歴の割合に応じ割当て数を設定。

## エ スウェーデン

S P A R (住民情報登録) データより、単純無作為抽出。

### (5) 調査実施機関

この調査の実査、集計は、株式会社日本リサーチセンターに委託して実施。

日本以外の各国では、株式会社日本リサーチセンターより下記機関に再委託にて実施。

- ・アメリカ : Ipsos
- ・ドイツ : Kantar GmbH
- ・スウェーデン : Kantar Sifo

## (6) 企画分析委員

「第9回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査企画分析委員会」を設置し、下記の検討項目について2回の会議を開催した。

開催回	開催日時	主な議題
第1回	令和3年2月26日(金) 14:00~16:00 (オンライン開催)	・調査実施報告 ・集計結果(速報値)の報告 ・報告書作成方針の検討 ・分析委員の執筆テーマの検討
第2回	令和3年3月12日(金) 14:00~16:00 (オンライン開催)	・報告書案の報告・検討 ・分析委員の報告書検討

本調査は、内閣府政策統括官(政策調整担当)の委託により株式会社日本リサーチセンターが学識経験者の協力を得て実施した。企画分析委員は以下のとおりとなっている。

委員長	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
	斉藤 弥生	大阪大学大学院人間科学研究科教授
	澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団研究部主任研究員
	塚田 典子	日本大学商学部教授
	芳賀 和恵	文京学院大学外国語学部准教授
	藤森 克彦	日本福祉大学 福祉経営学部 教授/みずほ情報総研株式会社 主席研究員

(委員長を除き50音順、敬称略)

## (7) 本報告書を読む際の留意点

- ア 本報告書の「第2章 調査結果の概要」は、日本の調査結果を中心として、第8回調査との比較、性別及び年代別について記述したものである。また、「第3章 調査結果の推移」は、日本の調査結果を中心として、各国の時系列比較について記述したものである。第9回調査での新規設問については、第2章の記述を再掲している。
- イ 本文及び図表において調査票の質問文や選択肢を引用する場合、これらを簡略化して表記することがある。
- ウ 各国の調査は、日本語の調査票を英語に翻訳し、英語圏以外の国では英語調査票から各国語に翻訳している。時系列の設問については出来るだけ前回と同じ表現を使用し、この5年間で表現として合わない部分があった場合には、適切な表現に更新している。
- エ 回答率(各回答の百分比)は、小数点以下第2位を四捨五入したため、回答率の合計が100.0%にならないことがある。また、個別の選択肢を合計して小計を出している場合も、各選択肢の回答率の合計が小計と一致しないことがある。
- オ 本文中の回答率の差を示すポイントについては、小数点以下第1位を四捨五入し、整数値で表している。
- カ 本文、図表、単純集計結果表で用いた記号等の意味は、次のとおりである。
- n: その質問に対する回答者数であり、回答率の合計100%が何人に相当するかを示す比率算出の基数である。
- 0.0 : 回答者はいるが、その比率が表章単位に満たない値である。

ー : 回答者がいないことを示す。

キ 各国の母集団比率と回収された有効標本の性・年代構成は、次のとおりである。母集団比率との大きな乖離がみられないことから、第8回調査までと同様に、集計にあたりウェイト補正は行っていない。

### 性・年代別の各国母集団構成と有効標本における構成比率

#### 〈日本：郵送調査〉

##### ①母集団の性・年代構成（2020年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口）

全体	男性					女性				
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
42,704,658	3,668,844	4,108,156	4,114,149	3,177,183	3,960,089	3,728,428	4,340,614	4,599,325	3,942,563	7,065,307
100.0%	8.6%	9.6%	9.6%	7.4%	9.3%	8.7%	10.2%	10.8%	9.2%	16.5%

##### ②有効標本の性・年代構成

全体	男性					女性				
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
1,367	102	146	188	105	110	93	156	184	126	157
100.0%	7.5%	10.7%	13.8%	7.7%	8.0%	6.8%	11.4%	13.5%	9.2%	11.5%

#### 〈アメリカ：電話調査〉

##### ①母集団の性・年代構成（2018 National and State Population Estimates）

全体	男性					女性				
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
73,085,935	9,880,411	8,055,881	6,221,547	4,195,815	4,817,655	10,782,410	9,051,407	7,242,478	5,182,697	7,655,634
100.0%	13.5%	11.0%	8.5%	5.7%	6.6%	14.8%	12.4%	9.9%	7.1%	10.5%

##### ②有効標本の性・年代構成

全体	男性					女性				
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
1,006	79	100	86	73	87	110	129	123	101	118
100.0%	7.9%	9.9%	8.5%	7.3%	8.6%	10.9%	12.8%	12.2%	10.0%	11.7%

#### 〈ドイツ：訪問依頼・電話聴取法と個別面接聴取の併用〉

##### ①母集団の性・年代構成（Statistisches Bundesamt 2020）

全体	男性					女性				
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
23,738,453	2,779,453	2,312,527	1,718,280	1,733,030	2,163,874	2,868,318	2,546,505	1,955,815	2,143,390	3,517,261
100.0%	11.7%	9.7%	7.2%	7.3%	9.1%	12.1%	10.7%	8.2%	9.0%	14.8%

##### ②有効標本の性・年代構成

全体	男性					女性				
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
1,043	133	97	85	85	69	135	112	119	109	99
100.0%	12.8%	9.3%	8.1%	8.1%	6.6%	12.9%	10.7%	11.4%	10.5%	9.5%

#### 〈スウェーデン：郵送調査〉

##### ①母集団の性・年代構成（2019年Statistikmyndigheten SCB）

全体	男性					女性				
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
2,633,757	284,848	267,106	273,394	205,253	215,887	283,542	272,942	287,021	223,345	320,419
100.0%	10.8%	10.1%	10.4%	7.8%	8.2%	10.8%	10.4%	10.9%	8.5%	12.2%

##### ②有効標本の性・年代構成

全体	男性					女性				
	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
1,528	153	174	180	121	135	149	155	175	133	153
100.0%	10.0%	11.4%	11.8%	7.9%	8.8%	9.8%	10.1%	11.5%	8.7%	10.0%

ク 本調査については、第8回調査まで面接調査にて調査を実施してきたが、第9回調査は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、調査方法を郵送調査、電話調査又は電話・面接併用調査に変更して実施したことから、過去の結果との比較について留意する必要がある。

#### 【参考情報】新型コロナウイルス感染症拡大防止策の概要

調査実施時期においては、各国で新型コロナウイルス感染症拡大防止策がとられていたため、対象者の回答に影響があったと想定される。

・日本（実査期間：令和3年1月5日～1月25日）<sup>3</sup>：

都府県	開始	終了	内容
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	1月8日	3月21日	緊急事態宣言
栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	1月14日	2月28日	緊急事態宣言

・アメリカ（実査期間：令和2年12月17日～令和3年1月27日）<sup>4</sup>：

州	開始	終了	内容
アイオワ州	11月17日	12月20日	非常事態宣言の延長、公衆衛生措置延長
アイオワ州	11月18日	12月10日	非常事態宣言の延長、公衆衛生措置延長
アイオワ州	12月9日	1月8日	非常事態宣言の延長、公衆衛生措置延長
アイオワ州	12月17日	1月8日	非常事態宣言の延長、公衆衛生措置延長
アイオワ州	1月7日	2月6日	非常事態宣言の延長、公衆衛生措置延長
アラバマ州	12月9日	3月8日	非常事態宣言の延長
アラバマ州	1月21日	3月5日	自宅待機推奨指示の延長
イリノイ州	11月4日	14日間の監視期間中に陽性率平均(7日間の移動平均)が3日間連続で6.5%以下となった際に制限措置撤回	バー、レストラン、集会等に、新たな制限措置
イリノイ州	11月20日	14日間の監視期間中に陽性率平均(7日間の移動平均)が3日間連続で6.5%以下となった際に制限措置撤回	制限措置
イリノイ州	1月18日	期間未設定	州内各地域における感染対策措置緩和
イリノイ州	1月21日	期間未設定	州内各地域における感染対策措置緩和
イリノイ州	1月22日	期間未設定	州内各地域における感染対策措置緩和
イリノイ州	1月26日	期間未設定	州内各地域における感染対策措置緩和
インディアナ州	11月15日	12月12日	制限措置
ウイスコンシン州	11月20日	1月19日	マスク着用緊急命令の延長
オハイオ州	11月19日	1月23日	午後10時から午前5時まで外出の制限
カリフォルニア州	11月21日	12月21日	限定的な自宅待機令
カリフォルニア州	12月5日	3週間以降、医療体制状況を考慮して解除	地域別の自宅待機令
カンザス州	11月25日	非常事態宣言等の終了まで	マスク着用を義務付ける行政命令

<sup>3</sup> 参考：<https://corona.go.jp/emergency/>

<sup>4</sup> 参考：<https://covid19.ncdhhs.gov/about-covid-19/latest-updates#january-2021>

<https://files.nc.gov/governor/documents/files/E0188-Extension-of-Modified-Stay-at-Home-Order.pdf>

<https://governor.alabama.gov/assets/2020/12/2020-12-09-20th-Supplemental-SOE-COVID-19.pdf>

<https://governor.delaware.gov/health-soe/eleventh-extension-declaration-of-a-state-of-emergency/>

<https://governor.iowa.gov/>

<https://governor.kansas.gov/wp-content/uploads/2020/11/E0-20-68-Face-Coverings-protocol-Executed-1.pdf>

<https://governor.maryland.gov/wp-content/uploads/2020/11/Order-20-11-17-01.pdf>

[https://nj.gov/governor/news/news/562019/approved/news\\_archive.shtml](https://nj.gov/governor/news/news/562019/approved/news_archive.shtml)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=1000>

<https://www.governor.ny.gov/news/no-20281-continuing-temporary-suspension-and-modification-laws-relating-disaster-emergency>

<https://www.michigan.gov/coronavirus>

[https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/open\\_economy\\_covid19.html](https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/open_economy_covid19.html)

州	開始	終了	内容
サウスカロライナ州	10月24日	1月22日	非常事態宣言
サウスカロライナ州	1月22日	2月6日	非常事態宣言の延長
ジョージア州	10月30日	2月7日	公衆衛生上の緊急事態宣言
ジョージア州	1月1日	1月31日	州知事令の発令
デラウェア州	11月25日	30日間延長	非常事態宣言の延長
デラウェア州	12月14日	1月11日	自宅待機に関する勧告
デラウェア州	12月24日	30日間延長	非常事態宣言の延長
デラウェア州	1月25日	30日間延長	非常事態宣言の延長
ニュージャージー州	11月21日	30日間延長	非常事態宣言の延長
ニュージャージー州	12月21日	30日間延長	非常事態宣言の延長
ニュージャージー州	1月19日	30日間延長	非常事態宣言の延長
ニューヨーク州	12月14日	1月10日	インドアダイニングなど制限追加・延長
ノースカロライナ州	12月11日	1月8日	夜間自宅待機
ノースカロライナ州	1月8日	1月29日	夜間自宅待機の延長
ノースカロライナ州	1月27日	2月28日	夜間自宅待機の延長
ノースダコタ州	11月14日	1月18日	フェイスカバーの着用を義務付け
バージニア州	12月14日	1月31日	外出禁止令等措置強化
ペンシルバニア州	11月30日	2月22日	非常事態宣言の延長
ペンシルバニア州	12月12日	1月4日	インドアダイニングの禁止など新たな規制追加
ミシガン州	12月9日	12月20日	非常事態命令の延長、集会制限・マスク着用令
ミシガン州	12月21日	1月15日	集会制限・マスク着用令
ミシガン州	1月16日	1月31日	集会制限・マスク着用令
ミネソタ州	11月20日	12月18日	制限措置
ミネソタ州	12月18日	1月10日	制限措置に関する行政命令
ミネソタ州	1月10日	緊急事態が終了するか、関係当局によって取り消される、まで	制限措置を一部緩和する行政命令
メリーランド州	11月20日	非常事態宣言等の終了まで	措置の強化
モンタナ州	11月20日	非常事態宣言の終了まで	規制措置
ワシントン州	11月16日	1月11日	規制措置
ワシントン州	1月11日	期間未設定	行動規制緩和を含む経済再開ロードマップ開始

・ドイツ（実査期間：令和2年12月16日～令和3年1月17日）<sup>5</sup>：

州	開始	終了	内容
すべての国民	10月28日	3月27日	すべての国民に対して、あらゆる不必要な接触を回避し、可能な限り自宅に留まること、必要不可欠でないすべての出張及び私的旅行（特にスキーシーズンに際しての国外観光旅行）を避けることを要請する。 また、雇用主に対しては、従業員が煩わしい手続によらずテレワークを行うことができるよう要請する。
すべての国民	12月10日	1月10日	部分的なロックダウン
すべての国民	12月16日	1月10日	各種制限措置の更なる強化
すべての国民	12月19日	1月1日	クリスマス期間中の特例措置
すべての国民	1月10日	1月31日	各種制限措置の延長等
シュレースヴィヒ＝ホル シュタイン州	11月30日	12月20日	制限措置の一部を緩和
	12月11日	12月31日	更なる防疫措置
	12月16日	1月10日	更なる防疫措置
	12月29日	12月31日	更なる防疫措置（●火薬類取締法に基づく許可又は資格証明書を有する者に対してのみ、カテゴリーF2タイプの花火の提供・販売が許可されます。）
	1月11日	1月31日	更なる制限措置
ハンブルク州	12月1日	12月20日	制限措置の延長
	12月16日	1月10日	更なる防疫措置
	1月8日	1月31日	制限措置の延長
ニーダーザクセン州	12月12日	1月10日	制限措置の延長
	12月16日	1月10日	更なる防疫措置
	12月23日	1月10日	州令の一部改正（14歳以下（改正前：12歳以下）の子供の集まりの場合は、接触制限及び対人間隔保持義務の対象外となる。）
	12月24日	1月10日	州令の一部改正（一般市民向けの花火行事の禁止。）
	1月10日	1月31日	制限措置の延長
ブレーメン州	12月1日	1月9日	制限措置の延長と州令の改正
	12月16日	1月10日	更なる防疫措置
	12月23日	1月10日	州令の一部改正（カテゴリーF2タイプの花火の持ち出し及び使用の禁止。一般市民向けの花火行事の禁止。）
	1月11日	1月31日	制限措置の延長と州令の改正
バーデン・ヴュルテンベルク州	12月1日	12月27日	各種制限措置の延長等
	12月12日	2月11日	外出制限措置等
	12月16日	1月10日	各種制限措置の更なる強化
	1月11日	1月31日	各種制限措置の延長等
バイエルン州	12月1日	12月20日	各種制限措置の延長
	12月9日	1月5日	制限措置
	12月16日	1月10日	各種制限措置の更なる強化
	1月11日	1月31日	各種制限措置の延長等
ベルリン州	11月2日	11月30日	追加的制限措置
	11月29日	12月22日	連邦と州の協議を受けた更なる制限措置、学校における感染予防措置の強化
	1月16日	3月28日	接触制限及び入国管理・検疫の強化等

<sup>5</sup> 参考：<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0049>  
<https://www.baden-wuerttemberg.de/de/service/alle-meldungen/meldung/pid/baden-wuerttemberg-erlaesst-landesweite-ausgangsbeschraenkungen/>  
<https://www.bayern.de/wp-content/uploads/2020/12/201214-ministerrat.pdf>  
[https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/konsular\\_coronavirus200313-1.html](https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html)  
[https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)  
[https://www.dus.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/Coronavirus\\_02.03.2020.html#7sochi](https://www.dus.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Coronavirus_02.03.2020.html#7sochi)  
<https://www.euronews.com/2021/02/09/covid-19-court-in-german-state-overturns-nationwide-nighttime-curfew>  
[https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/coronainfo\\_jp.html](https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/coronainfo_jp.html)  
[https://www.hamburg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/index.html](https://www.hamburg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/index.html)  
[https://www.muenchen.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/668.html](https://www.muenchen.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/668.html)

・スウェーデン（実査期間：令和2年12月10日～令和3年1月29日）<sup>6</sup>：

県	開始	終了	内容
全国	11月24日	2021年9月予定	8名を超えるイベント等の禁止措置
イエーブレボリ県及びヴェステルノルランド県	11月16日	12月13日	地域限定の感染防止のための勧告
ストックホルム県、ヴェストラ・ヨータランド県及びエステル ヨーランド県	10月29日	12月13日	地域限定の感染防止のための勧告
ダーラナ県、ゴットランド県、ヴァルムランド県及びヴェス トマンランド県	11月12日	12月10日	地域限定の感染防止のための勧告
全国	12月14日	2021年9月予定	クリスマス及び新年等に関する勧告・制限措置等
全国	12月24日	2021年9月予定	(より厳格な規制措置)外食時に、4人以上での食事は禁 止。20時以降のアルコールの提供禁止等

### 3. 調査対象者の基本属性

#### (1) 男女比率 (F 1)

(表1) 男女比率 (%)

	n	男	女
日本	1,367	47.6	52.4
アメリカ	1,006	42.2	57.8
ドイツ	1,043	45.0	55.0
スウェーデン	1,528	49.9	50.1

#### (2) 年代別構成比 (F 2)

(表2) 年代別構成比 (%)

	n	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
日本	1,367	14.3	22.1	27.2	16.9	10.5	9.1
アメリカ	1,006	18.8	22.8	20.8	17.3	10.9	9.4
ドイツ	1,043	25.7	20.0	19.6	18.6	11.1	5.0
スウェーデン	1,528	19.8	21.5	23.2	16.6	10.3	8.5

#### (3) 結婚の状況 (事実婚含む) (F 3)

(表3) 結婚の状況(事実婚含む)

	n	結婚したことがない	現在、配偶者あるいは パートナーと同居して いる (仕事上の別居を 含む)	配偶者あるいはパート ナーとは、健康・介護 上の理由で別居中であ る (病院・老人ホーム 、子供・親族の世帯 などで介護を受けてい る等)	配偶者あるいはパート ナーとは、別居あるい は離婚している	配偶者あるいはパート ナーは、死亡している	無回答
日本	1,367	5.8	69.3	1.6	6.0	16.6	0.7
アメリカ	1,006	6.3	50.2	1.2	14.9	26.0	1.4
ドイツ	1,043	6.9	51.3	1.2	17.7	22.8	0.1
スウェーデン	1,528	4.7	65.9	1.0	12.9	13.4	2.1

<sup>6</sup> 参考：<https://www.krisinformation.se/en/hazards-and-risks/disasters-and-incidents/2020/official-information-on-the-new-coronavirus/restriktioner-och-forbud>  
[https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel\\_coronavirus.html](https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel_coronavirus.html)  
[https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel\\_coronavirus\\_26.pdf](https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel_coronavirus_26.pdf)  
[https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel\\_coronavirus\\_30.pdf](https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel_coronavirus_30.pdf)  
[https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel\\_coronavirus\\_31.pdf](https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel_coronavirus_31.pdf)  
[https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel\\_coronavirus\\_33.pdf](https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel_coronavirus_33.pdf)  
[https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel\\_coronavirus\\_34.pdf](https://www.se.emb-japan.go.jp/nihongo/novel_coronavirus_34.pdf)

(4) 家族形態 (F 4)

(表4) 家族形態

	n	単身世帯	夫婦二世帯	本人（配偶者がいる場合を含む。）と親の世帯	本人と子（配偶者がいる場合を含む。）の世帯	本人と子と孫（子、孫ともに配偶者がいる場合を含む。）の世帯	その他	無回答
日本	1,367	13.3	38.9	4.5	26.6	9.6	6.4	0.7
アメリカ	1,006	35.9	43.7	1.1	7.7	4.5	5.8	1.4
ドイツ	1,043	40.7	48.2	0.5	6.8	1.3	1.8	0.6
スウェーデン	1,528	30.0	63.7	-	2.2	0.7	2.0	1.4

(5) 同居者人数 (回答者含む) (F 4-2)

(表5) 同居者人数(回答者含む)

	n	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答
日本	1,367	15.1	46.6	21.1	7.6	3.7	5.3	0.7
アメリカ	1,006	36.8	49.6	7.5	1.7	1.7	1.4	1.4
ドイツ	1,043	41.3	51.6	3.7	0.6	0.7	0.6	1.5
スウェーデン	1,528	30.9	65.5	2.0	0.9	0.1	0.1	0.5

(6) 子供の有無 (同居・別居別) (F 5)

(表6) 子供の有無(同居・別居別)

	n	子供あり (同居のみ)	子供あり (別居のみ)	子供あり (同居・別居ともに)	子供はいない	無回答
日本	1,367	13.8	48.0	24.7	10.0	3.6
アメリカ	1,006	4.4	67.5	7.6	11.4	9.1
ドイツ	1,043	3.5	78.7	5.2	12.3	0.4
スウェーデン	1,528	0.9	82.3	2.6	11.1	3.1

(7) 最終学歴 (F 6)

(表7) 最終学歴

	n	初等・前期中等教育 (小学校・中学校)	後期中等教育 (高等学校)	高等教育 (短期大学・高専・専門学校 (専修学校専門課程)・大学以上)	その他 (進学予備校・その他の学校)	わからない	無回答
日本	1,367	18.9	42.9	36.4	1.2	0.1	0.4
アメリカ	1,006	3.3	24.0	70.0	1.7	1.1	-
ドイツ	1,043	53.9	32.1	13.7	0.2	-	0.1
スウェーデン	1,528	26.1	29.5	33.2	9.2	0.4	1.6

(8) 住居形態 (F 7)

(表8) 住居形態

	n	持家 (一戸建て)	持家 (分譲マンション等の集合住宅)	賃貸住宅 (一戸建て)	賃貸住宅 (アパート、マンション、公営・公団等の集合住宅)	高齢者向け住宅・施設	その他	無回答
日本	1,367	78.4	7.7	3.2	8.4	0.9	1.2	0.2
アメリカ	1,006	79.1	5.7	1.8	7.8	2.0	2.4	1.3
ドイツ	1,043	38.0	18.5	3.7	37.0	1.4	1.3	-
スウェーデン	1,528	50.4	21.9	2.2	20.8	1.2	1.6	1.8